

昇試に役立つ擬律判断シリーズ

一目でわかる
「○○法違反」
～廃掃法、銃刀法違反等編～

○ 罰則総論編 (chapter01~06)

Chapter 01

罰則とは

そもそも罰則って何？
科料と過料の違いは？
直罰と間接罰の違いは？
そんな疑問はマンガを読んで解決しましょう！

左から右へ読み進めよう



○ 罰則各論編 (chapter07~14)

条文が離れたところであって
読みづらい！
そんな煩わしさを解決しました。

Chapter12：特定商取引に関する法律

事実の不告知 (70 ①)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

70：次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
① 第6条……の規定に違反したとき。

6 II：販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第1号から第5号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

要件①	要件②
販売業者等が訪問販売に係る売買契約等についての勧誘を行う際	契約に関する重要な事項について故意に告げないこと

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	○ (74 I ②)：1億円以下の罰金

成立要件などを
サクッと確認できます。

実務でよく使う
事項に絞って
まとめました。



本書の使い方	02
Chapter 01 罰則とは何か	06
Chapter 02 刑罰とは何か	08
Chapter 03 罰則規定のルール	10
Chapter 04 罰則の構成要件はどこに規定されているか	12
Chapter 05 義務規定と努力義務規定の違い	15
Chapter 06 直罰規定と間接罰規定の違い	17
Chapter 07 銃砲刀剣類所持等取締法	
拳銃等所持	19
拳銃等複数所持	20
拳銃等加重所持	21
拳銃等組織的所持	22
拳銃等不正権益目的所持	23
拳銃実包所持	24
猟銃不法所持	25
銃砲等又は刀剣類不法所持	26
拳銃等輸入、拳銃等営利目的輸入	27
拳銃実包輸入、拳銃実包営利目的輸入	28
拳銃部品輸入	29
拳銃等譲渡し等、拳銃等営利目的譲渡し等	30
拳銃実包譲渡し等、拳銃実包営利目的譲渡し等	31
拳銃等譲渡し等の周旋	33
拳銃等発射	34
組織的拳銃等発射	35
拳銃等として物品輸入	36
刃物の携帯禁止違反	38
模造拳銃所持	40
模造刀剣類携帯禁止違反	41
Chapter 08 軽犯罪法	
凶器携帯	42
侵入具携帯	43
浮浪	44
粗野・乱暴	45
変事非協力	46
火気乱用	47
爆発物使用等	48
危険物投注等	49
危険動物解放等	50
静穏妨害	51
虚偽申告	52

	氏名等不実申告	53
	要扶助者・死体等不申告	54
	身体露出	55
	窃視	56
	追隨等	57
	業務妨害	58
Chapter 09	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	
	特殊開錠用具知情販売等	59
	特殊開錠用具所持	60
	指定侵入工具隠匿携帯	61
Chapter 10	ストーカー行為等の規制等に関する法律	
	ストーカー行為	62
	禁止命令等違反	63
Chapter 11	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	
	不正アクセス行為禁止違反	65
	不正取得	66
	不正アクセス行為助長	67
	他人の識別符号不正保管	68
	識別符号入力不正要求罪	69
Chapter 12	特定商取引に関する法律	
	不実の告知	71
	事実の不告知	72
	威迫・困惑	73
	目的隠匿誘因	74
	特定申込み（不表示・不実表示）	75
	書面交付義務違反（申込書面）	76
	書面交付義務違反（契約書面）	77
	書面交付義務違反（概要書面）	79
	誇大広告	81
	承諾を得ないメール広告等	82
	特定申込み（誤認させる表示）	84
	前払式販売の承諾等通知	85
	広告規制（表示義務違反）	86
	書類の備付け等義務違反	87
Chapter 13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
	廃棄物の投棄禁止違反	89
	廃棄物の焼却禁止違反	90
Chapter 14	動物の愛護及び管理に関する法律	
	動物殺傷	92
	動物虐待	93
	動物遺棄	95

左から右へ読み進めよう

先輩
罰則とは何ですか?

Q

なんだ勉強にやる気が出てきたのか?

キーン

ふんふん...

A

罰則とは
法令上の義務違反に対して課される制裁のことだ

おほん

法令上の義務違反...制裁...

えうだほ...

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃掃法」という) を例にして

罰則とは何かを説明しよう

はい!

この法律は
例えば粗大ごみを勝手に公園などに捨てると適用されるものだ (不法投棄罪 16条、25条)

NG

廃棄

廃掃法は次のような構成になっている

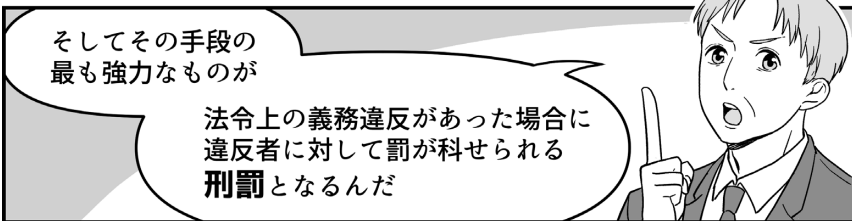
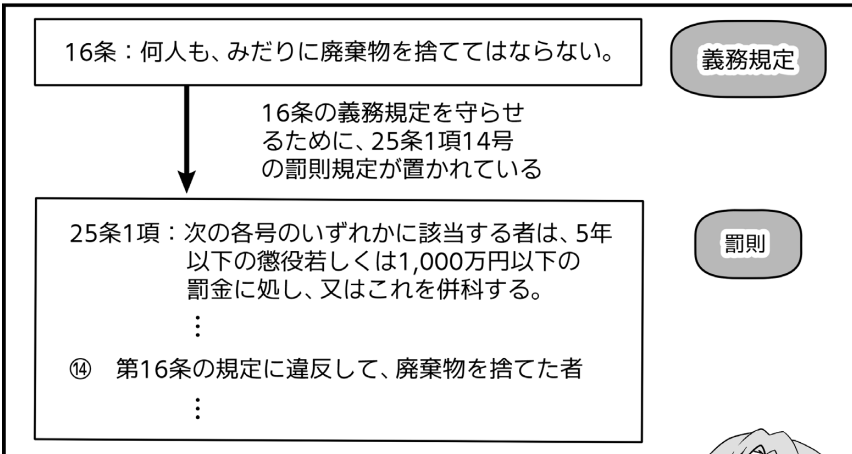
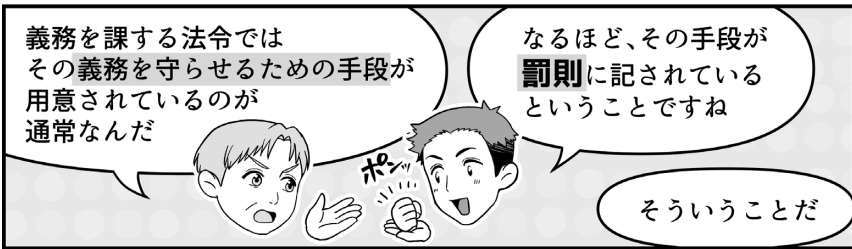
- 制定文
- 目次
- 本則
 - 第一章 総則
 - 第二章 一般廃棄物
 - 第三章 産業廃棄物
 - ⋮
 - 第四章 雑則
 - 第五章 罰則
- 附則

ひとつの法律にこんなにたくさんの構成要素があるんですね

えー!?

えうだ

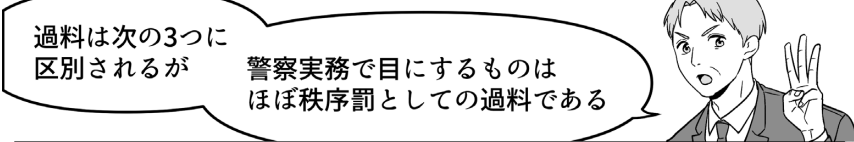
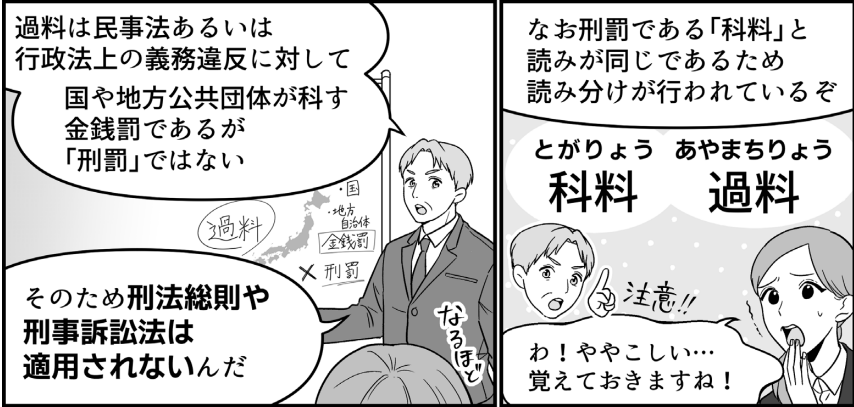
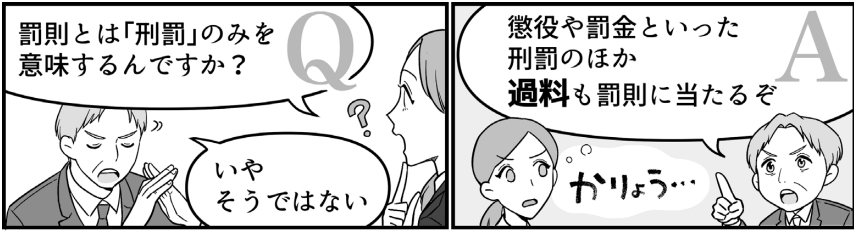
罰則とは
もともとは罰則と書かれた法令上の1つの章(又は節)のことなんだ





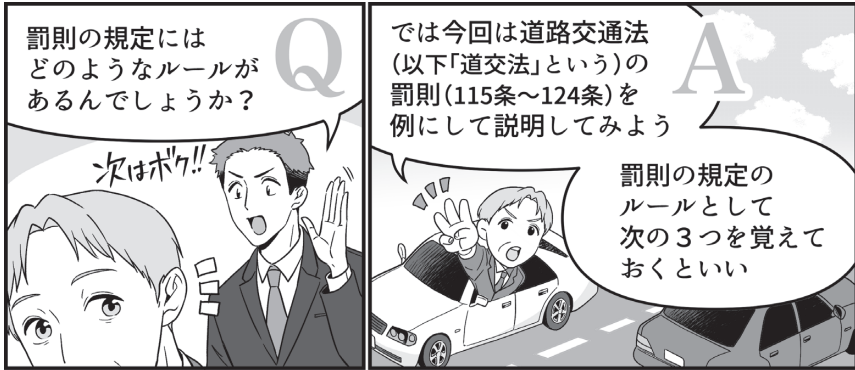
	奪うもの	種類	説明
Yes 単独で科し得るか No	主刑	生命刑 (生命を奪う)	死刑 現在は、絞首の方法で執行
		自由刑 (自由を奪う)	懲役
	禁錮		刑務作業が義務付けられない / 無期と有期がある(有期は、1年以上20年以下)
	拘留		1日以上30日未満
	財産刑 (財産を奪う)	罰金	1万円以上
		科料	1,000円以上1万円未満
付加刑	没収	犯罪行為を組成した物等を没収	





秩序罰としての過料	<input type="checkbox"/> 法令違反に対して科されるペナルティーであるが、道徳的な非難をするほどでもない形式犯に対して科されるもの <input type="checkbox"/> 例えば、たばこのポイ捨て禁止違反に対する条例での罰則
執行罰としての過料	<input type="checkbox"/> 「罰」とつくが、その実態は強制執行(間接強制)の方法の一つであり、行政上の義務を履行しない者に対して過料を科すことを予告してその義務を実現させようとするもの <input type="checkbox"/> 現在は、砂防法36条に規定があるのみ
懲戒罰としての過料	<input type="checkbox"/> 一定の身分のある者に対して懲戒として科すもの <input type="checkbox"/> 裁判官分限法2条や公証人法80条2号に規定がある

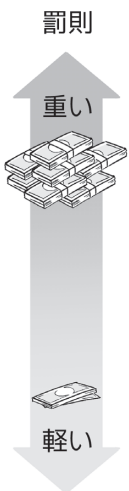




ルールその1

- 罰則内の配列は、法定刑の重さが同じものを1つのグループとしてまとめ、1つの条文とする
- その場合、条文は、法定刑の重い順番に並べていく

罰条	法定刑
117条の2	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
117条の2の2	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
117条の3	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
117条の3の2	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
117条の4	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
117条の5	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
118条	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金



ルールその2

- 個人だけでなく、法人等も処罰する必要がある場合には、両罰規定を置く
- 両罰規定は、それに関係のある罰則規定の直後に置かれていることが多い

両罰規定とは違反行為を行った行為者とは別に
その者が法人等の業務に関して違反行為をしたときに

その法人等に対しても刑を科する規定をいう

従業員だけでなく会社も責任を負うとする規定ですね

道交法だと123条が両罰規定を定めているぞ

123条：法人の代表者……その他従業者が、その法人……の業務に関し、所定の違反行為（例えば、酒酔い運転の下命・容認）をしたときは、行為者を罰するほか、その法人……に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

なお両罰規定の刑は罰金などの財産刑に限られ懲役などの自由刑は除かれている

財産刑のみ!!

そうなんですね

ルールその3

- 原則として故意のあることが必要であるが、過失でも罰せられる場合がある

例えば
道交法118条3項が
過失を処罰する規定である

118条3項：過失により第1項第1号の罪（最高速度違反）を犯した者は、3月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

拳銃等所持罪 (31の3 I 前段)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

3 I : 何人も、……を除いては、銃砲若しくはクロスボウ (……) (以下「銃砲等」という。) 又は刀剣類を所持してはならない。

31の3

I : 第3条第1項の規定に違反して拳銃等を所持した場合には、当該違反行為をした者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

拳銃等を不法に所持する行為を罰する規定である。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

客体	行為	その他
拳銃等 (1丁) ※拳銃、小銃、機関銃、砲 (3の4)	所持	法定の除外事由に当たらない

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	7年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	○ (37 II ②) : 300万円以下の罰金

拳銃等複数所持罪 (31の3 I 後段)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

3 I : 何人も、……を除いては、銃砲若しくはクロスボウ(……) (以下「銃砲等」という。) 又は刀剣類を所持してはならない。

31の3

I : 第3条第1項の規定に違反して拳銃等を所持した場合には、当該違反行為をした者は、1年以上10年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等の数が2以上であるときは、1年以上15年以下の懲役に処する。

拳銃等を複数所持する行為を加重処罰する規定である。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

客体	行為	その他
拳銃等 (2丁以上)	所持	法定の除外事由に当たらない

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	10年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	○ (37 III ③) : 500万円以下の罰金

拳銃等加重所持罪 (31の3 II)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

31の3

I：第3条第1項の規定に違反して拳銃等を所持した場合には、当該違反行為をした者は、1年以上10年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等の数が2以上であるときは、1年以上15年以下の懲役に処する。

31条の3

II：前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係る拳銃等を、当該拳銃等に適合する実包又は当該拳銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、3年以上の有期懲役に処する。

拳銃等を適合実包等と共に携帯する行為を加重処罰する規定である。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

客体	行為①	行為②	行為③
適合実包等	共に携帯 例 適合実包を装填した拳銃を携帯 例 拳銃をベルトに挟み、適合実包をポケットに入れていた	共に運搬 例 拳銃と適合実包を同一のトラックの荷台に乗せて運搬	共に保管 例 拳銃と適合実包を同一家屋内で保管

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	10年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	○(37 II ①)：1,000万円以下の罰金



拳銃等組織的所持罪 (31の3Ⅲ)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

31条の3

Ⅲ：次の各号に掲げる規定の違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

- ①：第1項前段 1年以上15年以下の懲役又は1年以上15年以下の懲役及び500万円以下の罰金
- ②：第1項後段 1年以上の有期懲役又は1年以上の有期懲役及び700万円以下の罰金
- ③：前項 5年以上の有期懲役又は5年以上の有期懲役及び3,000万円以下の罰金

STEP 2 >>> 刑罰を確認しよう

① 組織的拳銃等所持罪	② 組織的拳銃等複数所持罪	③ 組織的拳銃等加重所持罪
組織的に 拳銃等所持 (31の3Ⅰ前)	組織的に 拳銃等複数所持 (31の3Ⅰ後)	組織的に 拳銃等加重所持 (31の3Ⅱ)
1年～15年の懲役 or 1年～15年の懲役+500万円以下の罰金	1年～20年の懲役 or 1年～20年の懲役+700万円以下の罰金	5年～20年の懲役 or 5年～20年の懲役+3,000万円以下の罰金

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	10年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	×